

札幌市水道局役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領

平成24年 1月18日 管理者決裁
平成26年 6月 3日 一部改正
平成27年 3月30日 一部改正
平成28年12月15日 一部改正
平成31年 1月10日 一部改正
令和 6年 3月29日 一部改正

目次

- 第1章 総則(第1条及び第2条)
- 第2章 低入札価格調査制度(第3条―第12条)
- 第3章 最低制限価格制度(第13条―第16条)
- 第4章 補足(第17条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市水道局が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により役務の提供を受ける請負契約（建設関連の委託業務を除く。以下「役務契約」という。）を締結しようとする場合において、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適用することに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 低入札価格調査制度

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第1項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）を、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるか否かについて調査（以下「低入札価格調査」という。）を行ったうえ、落札者とはせず、予定価格の制限の範囲内での他の者を落札者とするところがある制度をいう。

(2) 最低制限価格制度

施行令第167条の10第2項（施行令第167条の13の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度をいう。

(3) 直接人件費

予定価格算出の基礎となった直接人件費をいう。

- (4) 直接物品費 予定価格算出の基礎となった直接物品費をいう。
- (5) 業務管理費 予定価格算出の基礎となった業務管理費をいう。
- (6) 一般管理費等 予定価格算出の基礎となった一般管理費等をいう。
- (7) 建物 建物基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号で定める建築物（これに類似した風雨を防ぐ屋内空間で、かつ、国土交通省が定める「建築保全業務仕様書」、「建築保全業務積算基準」及び「建築保全業務積算要領」を適用して業務を委託することが適切な施設を含む。）をいう。

第2章 低入札価格調査制度

（低入札価格調査制度の対象役務契約）

第3条 低入札価格調査制度の対象となる役務契約は、競争入札に付する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける建物（国土交通省が定める「建築保全業務積算基準」に基づく保全業務を委託して行う施設を含む。以下同じ。）の清掃業務
- (2) その他総務部長が必要と認める委託業務

（調査基準価格の算定方法等）

第4条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号の業務にあつては、予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下「入札書比較価格」という。）に、次に掲げる額の合計額を当該業務の積算金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下「業務価格」という。）で除して得た割合（小数点第3位以下に端数があるときは、これを切り捨てた割合）を乗じて得た額（円未満端数切上げ）とする。

ただし、次に掲げる額の合計額を、業務価格で除して得た割合が100分の90を超える場合にあつては入札書比較価格に100分の90を乗じたものとし、100分の70に満たない場合にあつては当入札書比較価格に100分の70を乗じたものとする。

ア 直接人件費の額に100分の92を乗じて得た額。ただし、現に適用されている最低賃金（最低賃金法（昭和34年法律第137号）で定める北海道地区の最低賃金をいう。以下同じ。）により算出された額以上とする。

イ 直接物品費の額に100分の90を乗じて得た額

ウ 業務管理費の額に100分の70を乗じて得た額。ただし、業務管理費の額から法定福利費を別枠計上した場合、当該別枠計上額に100分の92を乗じて得た額とする。

エ 一般管理費等の額に100分の70を乗じて得た額

オ アからエまでに掲げる経費以外の経費にあつては、当該経費の額に100分の70を乗じて得た額

ただし、国土交通省の「建築保全業務積算基準」に定めのない経費として、総務部長が別に定めるものについては、その額に100分の80を乗じて得た額とする。

(2) 前条第2号の役務契約にあつては、入札書比較価格に100分の70を乗じて得た額とする。

2 契約締結専決権者は、第1項第1号の規定により算定した割合について、小数点第3位に任意の数を加え、これに乗じて得た額を調査基準価格とすることができる。

3 契約締結専決権者は、特に必要があると認めるときは、調査基準価格を、入札書比較価格に100分の70を乗じて得た額から100分の90を乗じて得た額までの範囲内で適宜に設けることができる。

4 契約締結専決権者は、前3項の規定に基づき調査基準価格を設けたときは、当該調査基準価格を入札書比較価格で除して得た割合を、分母を100とした分数として予定価格調書に記載するものとする。

(調査基準価格の算出に係る参考調書)

第4条の2 調査基準価格を前条第1項第1号により算出したときは、参考調書(様式1)を作成するものとする。

2 前項の調書は発注担当課の課長等が作成し、署名又は記名及び押印のうえこれを封書とし、封印したものを契約締結専決権者に送致する。

3 参考調書は、契約締結専決権者が予定価格調書を作成後、入札執行までの間、予定価格調書とは別に入札執行者が保管する。

(低入札価格調査制度適用の告示等)

第5条 低入札価格調査制度を適用するとき、当該役務契約の一般競争入札の告示又は指名競争入札の参加者の指名に係る通知(以下「告示等」という。)において、その旨を明示するものとする。

(入札の執行)

第6条 調査基準価格を下回る入札が行われたときは、入札執行者は、入札者に対して「保留」と宣言し、施行令第167条の10第1項の規定により落札者を後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

(低入札価格調査の実施)

第7条 前条の規定に該当したときは、入札執行者は、課長その他関係職員とともに、低入札価格調査を行うものとする。

2 低入札価格調査は、次に掲げる事項について、最低価格入札者からの事情聴取その他必要と認める方法により行うものとする。

(1) その価格により入札した理由及び積算根拠

(2) 従事する労働者の状況

(3) 現在の手持ち役務契約の状況

(4) 過去に受注した公共事業に係る役務契約の状況

(5) 経営状況等

(6) その他必要な事項

3 前項に掲げる事項について、資料及び報告書の提出を求める場合であつて、その提出期限をあらかじめ定め、提出期限後の提出及び差替えを認めないときは、その旨を第5条に規定する告示等に

より明示するものとする。

- 4 入札参加資格の審査を開札後に行う場合は、当該審査を低入札価格調査よりも前又は並行して行うことができる。審査の結果、最低価格入札者が入札参加資格を有しない者である場合は、低入札価格調査を行わず、又は終了し、第10条第2項から第5項の手続きを準用し、以後落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(業務費内訳書等審査基準)

第7条の2 前条の規定による低入札価格調査において、最低価格入札者から提出を受けた前条第2項第1号の積算根拠(以下「業務費内訳書等」という。)の内容が、次のいずれかに該当したときは、その者を失格と判断するものとする。

- (1) 入札書記載金額と整合していないとき
 - (2) 最低賃金法その他の労働社会保険諸法令に基づく費用について、合理的な根拠による積算をしていないとき
 - (3) 告示等に基づき提出された書類の記載事項の実施に係る費用について、合理的な根拠による積算をしていないとき
 - (4) 仕様書等に記載された要件を満たしていないときその他重大な誤り又は虚偽の記載がなされているとき
 - (5) その他合理的な根拠による積算がなされていないとき
- 2 前項に規定するもののほか、最低価格入札者が、前条の規定による低入札価格調査において、指定した資料及び報告書を期限までに提出しないとき又は事情聴取その他必要な調査に応じないときは、その者を失格と判断するものとする。
- 3 前2項の規定により失格と判断するときは、前条第2項に掲げる他の項目の調査を、省略して第8条の報告を行うものとする。

(調査結果の報告)

第8条 低入札価格調査を行ったときは、入札執行者は、低入札価格調査の結果及び意見を記載した書面(様式2)を作成し、これに関係資料を添付して、総務部長まで報告しなければならない。

(低入札価格審査委員会による審議)

第9条 総務部長は、前条の報告を受けたときは、低入札価格審査委員会を置き、最低価格入札者を落札者とするか否かを審議し決定するものとする。この場合において、その審議結果を、書面(様式2)により明らかにしておくものとする。

- 2 前項の低入札価格審査委員会の構成は、札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領(平成25年1月31日総務部長決裁)第4条に規定する資格審査委員会をもって充てるものとする。この場合において、必要に応じて役務契約に関係する部長その他の職員を加えることができる。
- 3 第1項の低入札価格審査委員会の審議にあつては、事務の都合その他合理的な事由があるときは、委員を一堂に会することなく、書面による持回り又はその他適切な方法により委員会を開催することができる。

(落札結果の通知等)

第10条 前条第1項の規定による審議の結果、最低価格入札者を落札者とした場合は、入札執行者は、最低価格入札者に対して、その旨の通知（様式3）をするとともに、その他の入札者に対しては、最低価格入札者が落札者となった旨の通知（様式4）をするものとする。

2 前条第1項の規定による審議の結果、最低価格入札者を落札者とし、しないことを決定した場合はその者を失格とし、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。ただし、次順位者が、調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第7条以降と同様の手続を行うものとする。

3 前項の規定により次順位者を落札者としたときは、入札執行者は、最低価格入札者に対しては落札者とし、しない旨の通知（様式5）を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知（様式3）をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨の通知（様式4）をするものとする。

4 第2項ただし書きの規定に基づく手続は、第7条、第7条の2、第9条、前3項及び次項中「最低価格入札者」又は「次順位者」とあるのは、それぞれ「次順位者」又は「次順位者の次の順位者」と読み替えて適用するものとし、更に落札者が決定しなかった場合には、順位を繰り下げる読み替えを繰り返して適用するものとする。

5 前条第1項の規定による審議の結果、最低価格入札者を落札者とし、しない場合で、次順位者が存在しないときは、再度入札をすることができるものとする。この場合においては、前条第1項の規定による審議の結果により落札者としなかったもの（以下「失格者」という。）を、再度入札に参加させないものとする。

（契約締結専決権者への報告）

第11条 入札執行者は、低入札価格調査を行ったときは、落札者の決定後、速やかに当該入札に関する調書（様式6）を作成し、第8条及び第9条の規定により作成した書面（様式2）を添えて、契約締結専決権者まで報告するものとする。この場合において、失格者がいるときは、関係書類に、当該入札を失格（不落札）と決定した旨を記載するものとする。

（監督及び検査体制の強化等）

第12条 低入札価格調査の対象者を落札者として役務契約を締結したときは、当該役務契約について別表1に掲げる措置をとるものとする。

2 前項の契約の締結に当たっては、別表2に掲げる特約条項を契約書に追加するものとする。

第3章 最低制限価格制度

（最低制限価格制度の対象役務契約）

第13条 最低制限価格制度の対象となる役務契約は、競争入札に付する次に掲げるもののうち、第3条に掲げる低入札価格調査制度の適用を受けない役務契約とする。

(1) 建物の清掃業務

(2) 建物の警備業務（警備業法（昭和47年法律第117号。以下「業法」という。）第2条第1項第

1号に規定する業務をいう。以下同じ。)

(3) 建物のボイラー等設備運転・監視等業務(業務従事者が常駐して行うものに限る。)

(最低制限価格の算定方法等)

第14条 前条各号に掲げる業務の最低制限価格は、次のとおりとする。

(1) 当該業務(建物の警備業務のうち、機械警備業務(業法第2条第5項に規定する業務。以下同じ。)を含むものは除く。)の入札書比較価格に、次に掲げる額の合計額を業務価格で除して得た割合(小数点第3位以下に端数があるときは、これを切り捨てた割合)を乗じて得た額(円未満端数切上げ)とする。ただし、次に掲げる額の合計額を当該役務契約の業務価格で除して得た割合が100分の90を超える場合にあっては、入札書比較価格に100分の90を乗じたものとし、100分の70に満たない場合にあっては入札書比較価格に100分の70を乗じたものとする。

ア 直接人件費の額に100分の92を乗じて得た額。ただし、現に適用されている最低賃金により算出された額以上とする。

イ 直接物品費の額に100分の90を乗じて得た額

ウ 業務管理費の額に100分の70を乗じて得た額。ただし、業務管理費の額から法定福利費を別枠計上した場合、当該別枠計上額に100分の92を乗じて得た額とする。

エ 一般管理費等の額に100分の70を乗じて得た額。

オ 前各号以外の経費にあっては、当該経費の額に100分の70を乗じて得た額。ただし、国土交通省の「建築保全業務積算基準」に定めのない経費として、総務部長が別に定めるものについては、その額に100分の80を乗じて得た額

(2) 機械警備業務を含む建物の警備業務の最低制限価格は、次に掲げる額とする。

ア 機械警備業務と常駐警備業務を併用したもの 前号の規定を準用して得た額

イ 機械警備業務のみ又は機械警備業務と巡回警備業務(警備員が常駐しているものを除く)を併用したもの 当該業務の入札書比較価格に100分の80を乗じて得た額

2 契約締結専決権者は、第1項第1号及び第2号アの規定により算定した割合について、小数点第3位に任意の数を加え、これを乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

3 契約締結専決権者は、特に必要があると認めるときは、最低制限価格を、入札書比較価格に100分の70を乗じて得た額から100分の90を乗じて得た額までの範囲内で適宜に設けることができる。

4 契約締結専決権者は、前3項の規定に基づき最低制限価格を設けたときは、当該最低制限価格を入札書比較価格で除して得た割合を、分母が100である分数として予定価格調書に記載するものとする。

5 第4条の2の規定は、第1項第1号及び第2号アにより最低制限価格を算出する場合に準用する。

(入札の執行)

第15条 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、当該入札をした者を失格とし、落札者とししないものとする。この場合において、入札執行者は、入札者に対して、施行令第167条の10第2項の規定により当該入札をした者を、落札者とししない旨を告げるものとする。

2 前項の場合で、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在

するときは、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- 3 第1項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在しないときは、入札執行者は、再度入札をすることができるものとする。この場合、最低制限価格を下回る入札をした者を再度入札に参加させないものとする。

(準用規定)

第16条 第4条第4項、第5条及び第11条後段の規定は、最低制限価格制度について準用する。

第4章 補足

(委任)

第17条 この要領の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成24年1月18日から施行する。
- 2 この要領の規定は、役務の提供を受け始める日が、平成25年4月1日以後である契約から適用する。

附 則

この要領は、平成26年6月3日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、平成27年4月1日以後に公告その他の契約の申込みの誘引を行うものから適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年12月15日から施行する。
- 2 この要領の規定は、役務の提供を受け始める日が、平成29年4月1日以後である契約から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年1月10日から施行する。
- 2 この要領の規定は、役務の提供を受け始める日が、平成31年4月1日以後である契約から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年5月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、令和6年5月1日以後に公告その他の契約の申込みの誘引を行うものから適用する。

別表 1

1 役務契約の履行体制を確認できる書類の提出及びその内容の聴取

課長は、受託者より役務契約の履行体制を確認できる書類の提出を求めるものとする。その提出に際しては、必要に応じて受注者から、その内容について聴取するものとする。

2 役務契約の履行計画を確認できる書類の提出及びその内容の聴取

課長は、受託者より仕様書に基づく履行計画を確認できる書類の提出を求めるものとする。その提出に際しては、必要に応じて受託者から、その内容について聴取するものとする。

3 重点的な監督業務の実施

(1) 役務契約の監督を行う職員は、仕様書に基づく検査等を実施するに当たっては、入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された履行体制等を確認できる書類の記載内容に沿った履行がなされているかの確認を併せて行うものとし、実際の履行内容が記載内容と異なるときは、その理由を受託者から詳細に聞くものとする。

(2) 役務契約の監督を行う職員は、必要に応じて業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況を確認できる書類の提出を受注者に求め、法令に遵守されているかの確認を行うとともに、必要に応じて受託者から、その内容について聴取するものとする。

4 厳格な検査の実施

検査は、専門的な検査の場合を除き、原則として課長が行うものとする。

別表 2

(特約条項)

(履行体制等を確認できる書類の提出及びその内容の聴取)

第〇条 受託者は、委託者から、履行体制、履行計画等を確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、前項の書類の内容について、委託者から聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

(業務従事者の賃金支給状況等を確認できる書類の提出及びその内容の聴取)

第〇条 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況を確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、前項の書類の内容について、委託者から聴取を求められたときは、これに応じなければならない。